

第12回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年5月26日(木)
午前10時

場所

神奈川県川崎市中原区小杉町2丁目276番地1
パークシティ武蔵小杉
ザ ガーデン タワーズイースト2階
川崎市コンベンションホール

議決権行使期限

2022年5月25日(水) 午後7時まで

目次

第12回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役1名 選任の件	
事業報告	17
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40

SFPホールディングス株式会社

証券コード:3198

SFP
HOLDINGS

株主の皆様へ

・新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、株主総会会場へのご来場につきましては慎重にご検討くださいますよう、お願い申し上げます。議決権行使は、書面による方法をご活用いただけます。

・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方、その他健康面にご心配やご不安のある方は、無理はなさらずに出席を見合わせることをご検討ください。

・ご来場の際には、感染予防のためマスクの着用をお願い申し上げます。

・ご来場の株主様には、感染予防措置として受付前の検温やアルコール消毒等を行っていただくことを予定しております。なお、検温の結果、37.5℃以上の発熱のある方は、入場をお断わりいたしますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

・会場は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施する関係上、満席となりました場合には会場への入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

(証券コード：3198)
2022年5月6日

株 主 各 位

東京都世田谷区玉川二丁目24番7号
S F Pホールディングス株式会社
代表取締役社長 佐 藤 誠

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第12回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日(水)午後7時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日(木) 午前10時(受付開始時刻 午前9時)
2. 場 所 神奈川県川崎市中原区小杉町2丁目276番地1
パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズイースト2階
川崎市コンベンションホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第12期(2021年3月1日から2022年2月28日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期(2021年3月1日から2022年2月28日まで) 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

**当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。**

当日ご出席の場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参いただきますようお願いいたします。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.sfpdining.jp/>)に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.sfpdining.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

議案及び参考事項

第1号議案

剰 余 金 の 処 分 の 件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、新規出店・新業態開発等の事業展開と経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財務状況を勘案し、安定継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の第10期及び第11期の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から無配とさせていただいておりましたが、第12期につきましては業績に改善がみられましたので、復配を実施したいと存じます。復配を実施できることは株主の皆様をはじめお取引先様など関係各位のひとかたならぬご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。当社の期末配当につきましては、基本方針並びに新型コロナウイルス感染症の状況や今後の事業展開等を勘案し、次のとおりとしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、257,883,840円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日といたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第33条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第12条(自己の株式の取得)及び同条35条(中間配当)を削除するものです。また同変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものです。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条～第11条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第12条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
第3章 株主総会 第13条～第15条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第17条～第32条 (条文省略)	第16条～第31条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第33条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第35条 当社は取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第36条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

新任の候補者1名を含め、取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数
1 <input type="text" value="再任"/>	さとう 佐藤	まこと 誠 代表取締役社長	19 / 19回 (100%)
2 <input type="text" value="再任"/>	さかもと 坂本	さとし 聡 常務取締役 企画・管理部門管掌	19 / 19回 (100%)
3 <input type="text" value="再任"/>	かとう 加藤	ひろし 裕 取締役 事業統括部門担当	19 / 19回 (100%)
4 <input type="text" value="新任"/>	いけだ 池田	ひろし 宏 常務執行役員 店舗開発部門管掌	— / —回 (—%)

候補者番号

1

さとう
佐藤

まこと
誠

(1963年6月21日生)

再任

所有する当社の株式数

83,000株

取締役会への出席状況

19/19回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月	銀座レストラン高松 入社	2011年5月	サムカワフードプランニング株式会社（現当社） 取締役商品本部長
1988年10月	サムカワフードプランニング株式会社 入社	2011年10月	当社 取締役常務執行役員商品本部長
2003年4月	同社 取締役営業本部長	2013年1月	当社 代表取締役社長（現任）
2003年12月	同社 取締役開発本部長	2020年5月	SFPダイニング株式会社 代表取締役
		2021年1月	株式会社CMD 取締役（現任）
		2022年1月	SFPダイニング株式会社 取締役（現任）
			（重要な兼職の状況）
			株式会社CMD 取締役
			SFPダイニング株式会社 取締役

● 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、営業部門、開発部門、商品部門を歴任し、2013年より当社の代表取締役に就任しております。以降、迅速な意思決定、ステークホルダーとの良好な関係構築等を通じて、当社グループの経営をけん引し、企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。当社グループのリーダーとして、当社グループの更なる発展に必要な不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

さかもと
坂本

さとし
聡

(1978年10月1日生)

再任

所有する当社の株式数

55,500株

取締役会への出席状況

19/19回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年4月	サムカワフードプランニング株式会社 入社	2016年9月	当社 常務取締役兼常務執行役員 企画・管理本部長兼FC事業部長兼総務部長
2006年10月	同社 総務部長	2017年3月	当社 常務取締役企画・管理部門管掌 株式会社ジョー・スマイル 取締役(現任)
2011年5月	サムカワフードプランニング株式会社 (現当社) 経営企画部長	2019年3月	当社 常務取締役経営企画本部担当 管理本部管掌
2011年10月	当社 執行役員経営企画部長	2019年6月	株式会社クルークダイニング 取締役(現任)
2013年1月	当社 執行役員経営企画本部長兼経営企画部長	2019年7月	当社 常務取締役企画・管理部門管掌 店舗開発部門管掌
2013年10月	当社 執行役員企画・管理本部長兼経営企画部長	2020年2月	株式会社クリエイティブ・サービス 取締役(現任)
2015年12月	当社 常務取締役兼常務執行役員 企画・管理本部長兼経営企画部長	2020年9月	当社 常務取締役企画・管理部門管掌(現任)
2016年7月	当社 常務取締役兼常務執行役員 企画・管理本部長兼経営企画部長 兼総務部長	2022年3月	(重要な兼職の状況) 株式会社ジョー・スマイル 取締役 株式会社クルークダイニング 取締役 株式会社クリエイティブ・サービス 取締役

● 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、主に管理部門を担当してまいりました。2011年には執行役員、2015年には常務取締役に就任し、当社経営戦略の立案と推進、組織体制の強化につき主導的立場を担ってまいりました。当社の企業価値向上に、今後も適切な役割、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

かとう
加藤ひろし
裕

(1965年1月19日生)

再任

所有する当社の株式数

3,000株

取締役会への出席状況

19/19回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年8月	株式会社西洋フードシステムズ (現コンパスグループ・ジャパン株 式会社) 入社	2016年3月	当社 営業本部 磯丸事業部長
1996年3月	株式会社ラムラ 入社	2016年9月	S F P オペレーションズ株式会社 (現 S F P ダイニング株式会社) 取締役
1998年6月	サムカワフードプランニング株式 会社 入社	2018年3月	当社 営業本部長
2014年4月	当社 営業本部 鳥良事業部長	2020年3月	当社 執行役員兼事業統括本部長
		2020年5月	当社 取締役 事業統括部門担当 (現任)
		2022年1月	S F P ダイニング株式会社 代表 取締役(現任) (重要な兼職の状況) S F P ダイニング株式会社 代表取締役

● 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、飲食業界において各種業態の店舗勤務を経験し、当社においては店長、スーパーバイザー、部長、本部長、執行役員を歴任し、2020年5月に当社取締役就任しております。店舗運営の豊富な経験を有するとともに、当社に20数年在籍し、当社の店舗運営から管理までの幅広い知識を有しており、営業統括の立場から当社の企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
4

い け だ
池田

ひろし
宏

(1960年3月1日生)

新任

所有する当社の株式数

3,000株

取締役会への出席状況

— / — 回(— %)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 入社	2012年3月	株式会社ルモンデグルメ 取締役
1999年12月	三菱商事株式会社 入社	2014年10月	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 執行役員グループ営業推進部担当
2001年11月	同社より株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスに出向	2014年11月	株式会社上海美食中心 取締役
2002年7月	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 入社	2015年9月	株式会社アールシー・ジャパン(現株式会社クリエイト・ダイニング) 取締役
2003年8月	同社 執行役員営業第二部部长	2019年9月	株式会社クリエイト・スポーツ & レジャー 代表取締役社長
2004年9月	同社 執行役員営業サポートグループ担当	2022年3月	当社 常務執行役員 店舗開発部 門管掌(現任)
2006年6月	同社 執行役員営業グループ担当		
2008年3月	同社 執行役員営業本部担当		
2010年1月	株式会社クリエイト・レストランツ 代表取締役社長		
2011年3月	株式会社クリエイト吉祥 取締役		

● 取締役候補者とした理由

同氏は、当社親会社グループであるクリエイト・レストランツ・グループ各社において、長らく業務執行役員及び取締役、代表取締役を歴任し、外食産業における豊富な識見を有しているとともに、経営者としての確かな視点を有していることから、当社の業務執行取締役として適切な人材と評価し、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 池田宏氏は、当社の親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス、及び同社グループ子会社の役員を退任したのち、2022年3月より、当社常務執行役員に就任しております。同氏の過去10年間で同社及び同社子会社における地位及び担当については、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりです。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

【取締役選任に関する監査等委員会の意見】

監査等委員でない取締役の選任については、監査等委員会が当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方候補者選定の方針を代表取締役に確認し、協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任について会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべき存在と認識しており、この考え方から、日ごろより独立社外取締役の適切な員数につき、検討をしておりますが、今般の東京証券取引所の市場再編等のさまざまな経営環境の変化を受け、増員を要するとの判断から、新たに独立社外取締役として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
新任	たかみ ゆかり	－	－ / ー 回	－ / ー 回
社外	高見 由香里	－	(－%)	(－%)
独立				

た か み ゆ か り
高見 由香里

(1964年6月19日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

取締役会への出席状況

一 / 一回(- %)

監査等委員会への出席状況

一 / 一回(- %)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年4月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社	2007年6月	株式会社ウィルウィル 代表取締役（現任）
2004年10月	同社より株式会社ネクスウェイ 出向	2014年1月	株式会社イトクロ 取締役管理本部長
2007年4月	株式会社イトクロ 入社	2018年2月	同社 エグゼクティブフェロー
同	同社 人材戦略部長	2021年7月	株式会社ZUU 監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ウィルウィル 代表取締役 株式会社ZUU 監査役

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、人事を中心とした管理部門全般の豊富な現場経験を有するほか、経営者、監査役の経験を有していることから、当社の監督機能強化への貢献を期待するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への寄与を期待し、選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は社外取締役候補者です。
 3. 候補者については、第12回定時株主総会において選任されることを条件として、候補者を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定です。
 4. 現在の監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)ですが、第4号議案が原案通り承認可決されまると、監査等委員である取締役は4名(うち社外取締役3名)となります。
 5. 当社は、非業務執行取締役との間で、当社の定款に基づき会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める額としております。さらに候補者の選任が承認可決された場合、同様の内容の契約を新たに締結する予定です。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

取締役会スキルマトリックス

当社は、取締役に対して特に期待する分野を整理することで、経営理念、長期ビジョンを実現するための経営体制を明確にしております。

なお、本招集ご通知記載の候補者が原案どおり選任された場合の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	特に期待する分野・スキル					
	企業経営 事業戦略	商品開発	営業 店舗開発	コーポレートガバナンス 法務コンプライアンス	人事労務 人材開発	財務・会計 金融 M&A
佐藤 誠	○	○	○	○		
坂本 聡	○			○	○	○
加藤 裕	○		○	○		
池田 宏	○		○	○		
高見 由香里	○			○	○	
池田 竜郎				○		○
長南 伸明	○			○		○
森本 裕文				○		○

〈ご参考〉

(1) 取締役選任に関する方針及び手続き

当社は、取締役候補者については、飲食事業経験の有無を問わず、幅広く豊富な経験や知識を有し、人格に優れた方を、社内だけでなく社外からも選定するとともに、社外取締役候補者については、他企業における豊富な経営経験及び事業運営に関する知見、法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有する方を選定することとし、十分議論の上、最終的に取締役会にて決定しております。なお、監査等委員である取締役候補者については、会社法第344条の2第1項に従い、監査等委員会の同意を得ることとしております。

(2) 社外役員の独立性の判断基準

当社は、社外役員の独立性については、会社法上の社外取締役の要件や株式会社東京証券取引所の定める独立性基準等を考慮し判断しております。また、独立社外取締役の候補者については、他企業における豊富な経営経験及び事業運営に関する知見、法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、十分な議論を通じて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の促進等により、2021年9月には緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全国的に解除され、経済活動の再開に向けた動きが見られました。しかしながら、2021年末以降は新型コロナウイルス感染症の変異株による感染者数が急拡大するなど、経済環境は不透明な状況で推移いたしました。

外食産業におきましては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されて以降、月を追うごとに売上は回復いたしました。未だコロナ以前の売上を割り込んでいる状況が続いています。当社が主に展開する居酒屋業態でも、年末年始には売上が前年を上回る回復傾向が見られたものの、1月から各地で再度のまん延防止等重点措置が適用されるなど、営業制限の連続で、年度を通じ売上はコロナ以前の水準を大きく下回っております。

このような状況の中で当社グループは、緊急事態宣言等の発出期間中は原則休業とし、営業再開時にはデリバリーサービスの強化やテイクアウトメニューの拡充を行うなど、早期の業績回復に向け努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の予防対策として「大切なお客様へ10の取り組み」を策定し、従業員のマスク着用やアルコール消毒液による店内消毒、アクリル板を設置しての飛沫感染防止対策など、店舗の衛生管理を徹底して行ってまいりました。

鳥良事業部門においては、「鳥良」1店舗及び「鳥良商店」4店舗を退店し、当連結会計年度末現在の店舗数は43店舗となりました。その結果、鳥良事業部門における当連結会計年度の売上高は1,809百万円（前期比49.6%減）となりました。

磯丸事業部門においては、「磯丸水産食堂」を1店舗出店いたしました。一方で、「磯丸水産」4店舗を「磯丸水産食堂」へ、「磯丸水産」1店舗を「町鮨とろたく」へ業態転換したほか、「磯丸水産」を3店舗退店し、当連結会計年度末現在の店舗数は直営103店舗、フランチャイズ13店舗となりました。その結果、磯丸事業部門における当連結会計年度の売上高は5,687百万円（前期比44.9%減）となりました。

その他部門においては、「町鮨とろたく」を「磯丸水産」からの業態転換により1店舗出店いたしました。一方で、「いち五郎」を1店舗退店し、当連結会計年度末現在の店舗数は24店舗となりました。また、2021年5月より、公式オンラインショップ「磯丸水産お届けグルメショップ」を開設いたしました。その結果、その他部門における当連結会計年度の売上高は1,698百万円（前期比19.9%減）となりました。

フードアライアンスメンバー（連結子会社）においては、株式会社ジョー・スマイルが「こもれび家」及び「前川水軍」を各1店舗退店いたしました。また、株式会社クルークダイニングが「HOT SAND green」を「鉄板とハイボール」からの業態転換により1店舗出店いたしました。一方で、「からあげセンター」及び「café Salada taberu」を各1店舗退店しました。その結果、当連結会計年度末現在の店舗数は株式会社ジョー・スマイルが13店舗、株式会社クルークダイニングが19店舗（うち、フランチャイズ店が1店舗）となり、当連結会計年度の売上高は1,208百万円となりました。

なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金及び時短協力金等9,879百万円を「助成金収入」として営業外収益に計上しております。

以上の結果、当連結会計年度末の総店舗数は直営201店舗、フランチャイズ14店舗となり、当連結会計年度における当社グループの売上高は10,404百万円（前期比40.3%減）、営業損失は7,919百万円（前期は営業損失5,339百万円）、経常利益は2,202百万円（前期は経常損失4,900百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,745百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失5,650百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は42百万円であり、その主なものは新規出店資金（敷金及び保証金を含む）です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新株予約権の行使に伴い2百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度においては、株式会社CMDに50%出資し、同社を新たに設立しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2019年 2 月期)	第 10 期 (2020年 2 月期)	第 11 期 (2021年 2 月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2022年 2 月期)
売 上 高 (千円)	37,751,321	40,216,764	17,428,854	10,404,800
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	3,221,694	2,914,090	△4,900,326	2,202,295
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) (千円)	1,955,424	1,461,180	△5,650,020	1,745,732
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	75.68	56.74	△219.19	67.70
総 資 産 額 (千円)	22,585,617	22,975,920	24,535,541	16,096,817
純 資 産 額 (千円)	15,566,092	16,371,702	10,743,675	12,438,641
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	604.99	635.18	416.74	482.34

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2019年 2 月期)	第 10 期 (2020年 2 月期)	第 11 期 (2021年 2 月期)	第 12 期 (当事業年度) (2022年 2 月期)
売 上 高 (千円)	5,129,609	5,098,459	2,649,656	1,956,344
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	3,448,986	2,732,929	△4,673	146,114
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	2,517,661	1,685,008	△4,693,788	1,900,939
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	97.45	65.43	△182.10	73.72
総 資 産 額 (千円)	20,043,686	20,307,418	23,319,687	17,559,945
純 資 産 額 (千円)	14,899,426	15,930,005	11,238,148	13,141,622
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	579.08	618.05	435.92	509.59

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスであり、同社は当社の株式を16,435,500株（議決権比率63.73%）保有しております。また当社と親会社との間で、営業上の取引関係がございます。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SFPダイニング株式会社	9,900千円	100%	飲食事業
株式会社ジョー・スマイル	45,000千円	100%	飲食事業
株式会社クルークダイニング	10,000千円	99.8%	飲食事業

(4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きく変化し、現在も厳しい状況が続いております。当社グループでは、衛生管理の徹底から営業時間短縮・臨時休業に至るまで、様々な感染拡大防止策を講じてきておりますが、コロナを巡る情勢は依然として不透明であり、当社としてはいかにこの難局を凌ぎ、再成長に向けた営業基盤を構築していけるかが最重要課題であると認識しております。

また、内部統制強化の観点から、当社の「フードアライアンス構想」によってグループ入りした連結子会社も含め、グループ横断的に内部管理体制を不断に見直し、強化していくことも非常に重要な課題です。

当社グループといたしましては、こうした諸課題への積極的な取組みを通じて、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

① 通常営業の早期実現に向けた人員の充足

コロナ禍における長期間の休業や営業時間短縮で従業員の離職が進んだこともあって、外食需要に回復が見られる局面においても、一部の店舗では人員制約による営業時間の短縮を余儀なくされております。当社グループでは、今後の本格的な需要回復も見据え、よりきめ細かなケアで離職の抑制を図るとともに、各種採用媒体の積極活用や従業員による紹介採用制度の拡充等を通じて、店舗運営を支える人員の充足に注力していく方針です。

② コロナ禍での「新常態」を踏まえた新たな営業施策の推進

当社グループでは、コロナ禍での消費者ニーズの変化も踏まえ、食事性を強めた業態の開発・展開、テイクアウトメニューの拡充・専用カウンターの設置、デリバリーサービスの導入、通信販売サイトの立上げ等に取り組んでおります。このように変化した消費者ニーズを「新常態」と捉え、今後も各種施策の拡充やブラッシュアップによってビジネス規模の拡大を図り、収益力の維持、向上に繋げていく方針です。

③ 連結子会社も含めた経営管理体制の強化

当社のフードアライアンスメンバー（連結子会社）においては、経営体制の見直しや社内規程の整備・運用の徹底、現金・労務管理体制の再構築等、様々な観点から内部統制の強化に取り組んでおります。もっとも、子会社のリソース不足等に起因した課題も見られることから、スピード感をもって子会社における管理業務の当社への一元化を推し進め、グループ全体としてより盤石な経営管理体制を構築していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループは、手羽先唐揚専門店の「鳥良」及び魚貝・鮮魚を名物とする「磯丸水産」を主力業態として、居酒屋を主として直営方式にてチェーン展開しております。なお、愛知県及び福岡県についてはフランチャイズ方式を採用しております。また、未出店エリアへの展開や新業態の開発にも積極的に取り組んでおります。各業態の特徴は以下のとおりです。

事業部門	業態名・特徴	
鳥良事業部門	鳥良	1984年の創業から続く看板料理「手羽先唐揚」や、製法特許取得の豆腐、名古屋名物「どて焼き」などの名物料理を、ジャズの流れる落ち着いた雰囲気の内でお楽しみいただける業態です。
	おもてなしとりよし	鳥良が大切にしてきた「おもてなし」の形をさらに磨き上げ、手作りの料理、和装で心をこめたサービス、和モダンの粋な店内、全てにおいて新たな価値の創造を目指した業態です。
	鳥良商店	明るく活気溢れる店内で、看板料理「手羽先唐揚」はもちろんのこと、「鶏くわ焼き」、「鶏そば」など、鶏料理屋ならではの商品を、駅前立地で気軽にお楽しみいただける業態です。
磯丸水産事業部門	磯丸水産	水槽から引き揚げたばかりの活貝や、一番人気の「蟹味噌甲羅焼き」を目の前で焼きながら、海辺の磯料理屋の楽しさを、駅前立地で気軽にお楽しみいただける業態です。
	磯丸水産食堂	新鮮な刺身定食や海鮮丼をはじめ、焼き魚定食、「うなぎの岡島」の肉厚うなぎなど、多種多様な食事メニューをご用意しております。磯丸水産のお馴染みメニューもご提供しておりますので、お食事処としても酒場としても用途に合わせて気軽にご利用いただける業態です。
その他部門	鉄板二百℃、玉丁本店、ピストロISOMARU、ぎづなすし、生そば玉川、いち五郎、ホームベース、五の五、浜焼ドラゴン、鳥平ちゃん、町鮎とろたく	
フードアライアンスメンバー	株式会社ジョー・スマイル	前川水軍、ひやくしょう茶屋、平蔵、麦うさぎ、伊達祭、前川珈琲店、前川珈琲レストラン、平陽珍
	株式会社クルークダイニング	からあげセンター、豚さん食堂、長野といえ、パニクマン、天ぷらと寿司18坪、鶏とハイボール、豚のさんぼ、飯田晋太郎、ピストロ磯丸会館、信州須坂フルーツプルワリー

(6) 主要な事業所等 (2022年2月28日現在)

① 当社

本 社 (二子玉川オフィス)	東京都世田谷区玉川二丁目24番7号
本 社 (武蔵小杉オフィス)	神奈川県川崎市中原区新丸子東3丁目1200番

(注) 二子玉川オフィスは登記上の本店所在地であり、本社業務の大部分は武蔵小杉オフィスで行っております。

② 子会社 (S F P ダイニング株式会社)

本 社	東京都世田谷区
店 舗	170店舗

(注) フランチャイズ店舗 (13店舗) は除外しております。

③ 子会社 (株式会社ジョー・スマイル)

本 社	熊本県熊本市
店 舗	13店舗

④ 子会社 (株式会社クルークダイニング)

本 社	長野県安曇野市
店 舗	18店舗

(注) フランチャイズ店舗 (1店舗) は除外しております。

(7) 企業集団の従業員の状況 (2022年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,017名	141名減	41.7歳	8.0年

- (注) 1. 従業員数には使用人兼務取締役及び臨時雇用者を含んでおりません。
2. 平均年齢は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
3. 上記のほか、契約社員、パート及びアルバイトが1,259名 (1日8時間換算) おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社八十二銀行	343,218千円
株式会社熊本銀行	113,560千円
その他の	261,502千円
合計	718,280千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式の総数 25,788,689株
(3) 当事業年度末の株主数 40,510名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	16,435,500株	63.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	824,200株	3.20%
三井食品株式会社	210,000株	0.81%
麒麟麦酒株式会社	210,000株	0.81%
みのりホールディングス株式会社	210,000株	0.81%
宝酒造株式会社	120,000株	0.47%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	114,055株	0.44%
株式会社 N S K	105,000株	0.41%
株式会社 平喜屋	105,000株	0.41%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	94,200株	0.37%

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示しております。
2. 持株比率は、自己株式305株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2022年2月28日現在)

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 使用人に対し当事業年度中に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

4 会社の役員状況

(1) 取締役の状況 (2022年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 誠	社業全般 株式会社CMD 取締役 SFPダイニング株式会社 取締役
常務取締役	坂本 聡	企画・管理部門管掌 店舗開発部門管掌 株式会社ジョー・スマイル 取締役 株式会社クリエイティブ・サービス 取締役
取締役	加藤 裕	事業統括部門担当 SFPダイニング株式会社 代表取締役
取締役	島村 彰	株式会社クリエイト・レストランズ・ホールディングス 常務取締役グループ 事業会社統括部、マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部 及び店舗開発部管掌 株式会社クリエイト・レストランズ 取締役 株式会社YUNARI 取締役 株式会社グルメブランドカンパニー 取締役 株式会社クリエイト・ダイニング 取締役 株式会社ルートナインジー 取締役 株式会社遊鶴 取締役 株式会社KRホールディングス 取締役 株式会社いっちょう 取締役 株式会社LG&EW 取締役
取締役 (監査等委員)	池田 竜郎	日比谷ステーション法律事務所 代表弁護士
取締役 (監査等委員)	長南 伸明	長南伸明公認会計士事務所 所長 株式会社スタジオアタオ 取締役 株式会社gumi 取締役 (監査等委員) UUUM株式会社 取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	森本 裕文	株式会社KRホールディングス 監査役 株式会社クリエイト・レストランズ・ホールディングス 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役池田竜郎及び長南伸明の両氏は社外取締役です。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員池田竜郎氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員長南伸明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役池田竜郎及び長南伸明の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しています。
6. 当社は、非業務執行取締役である島村彰、池田竜郎、長南伸明及び森本裕文の各氏との間において、当社の定款に基づき、会社法第423条第1項に定める各氏の当社に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。
8. 当社は執行役員制度を導入しておりますが、2022年2月28日現在において執行役員はおりません。ただし、2022年3月1日で池田宏氏を常務執行役員に招聘しております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、職務、実績等を総合的に判断し決定しております。報酬限度額につきましては、2015年12月22日開催の第5回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を年額90,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役を年額20,000千円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）が出席し、十分な議論を尽くした上で、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、固定的な基本報酬と業績によって支給額が変動する業績連動報酬により構成されており、取締役会から継続的にその決定を一括して授権された代表取締役社長佐藤誠が、以下の方針により決定しております。

基本報酬の額は役職ごとの役割の大きさや責任の範囲を勘案して決定しております。

業績連動報酬の額は、各取締役の各事業年度の業績目標として、売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及び取締役毎に定める定量目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%までの範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定しております。

業績連動報酬に係る指標として売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を選択した理由は、当該指標が企業価値向上を図る上での指標として最も有効であると判断したことによるものです。なお、当事業年度の当該業績指標に関する実績は、連結損益計算書に記載のとおりです。

監査等委員である取締役の報酬は、職務の性格に鑑み業績との連動は行わず、基本報酬のみとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。) (注3)	58,696	58,599	97	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—
社外役員	7,440	7,440	—	2

- (注) 1. 上記の表の支給人数は、無報酬の役員2名(うち監査等委員でない取締役1名、監査等委員である取締役1名)を含みません。
2. 当社の社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額(当社の社外役員であった期間に受けたものに限る。)はございません。
3. 当事業年度において3名が4,527千円の報酬自主返上を行っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役(監査等委員)池田竜郎氏は日比谷ステーション法律事務所の代表弁護士です。当該兼職先と当社との間に取引関係はございません。

社外取締役(監査等委員)長南申明氏は長南申明公認会計士事務所所長、株式会社スタジオアタオ取締役、株式会社gumi取締役(監査等委員)、及びUUUM株式会社取締役(監査等委員)です。これらの兼職先と当社との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	池田 竜郎	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回(100%)出席、また監査等委員会には12回中12回(100%)出席し、当社の業務執行を適切に監督するため、主に弁護士としての見地から、また監査等委員会委員長(選定監査等委員)として、法令遵守・コーポレートガバナンス上の留意点等につき、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	長南 申明	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回(100%)出席、また監査等委員会には12回中12回(100%)出席し、当社の業務執行を適切に監督するとともに経営的視点からの助言も行うべく、主に公認会計士としての見地から、財務・会計の留意点等につき、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案して、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制の概要

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。
- ② 社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、当社グループのコンプライアンス意識向上に努める。
- ③ 適切な財務諸表作成のために、経理財務部部長は「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
- ④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
- ⑤ 内部監査室は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査等委員会との情報交換会を定期的を開催する。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、「企業行動規範」において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、企画・管理部門管掌役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。

また、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、当社グループ内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ② 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、迅速に対応することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社においては、定例取締役会を毎月1回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 当社取締役会は、毎事業年度末までに当社グループにおける翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月開催される取締役会において進捗状況を確認する。
- ③ 当社取締役会において当社グループの取締役の業務執行範囲を定めるとともに、当社グループの「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「職務権限規程（別表）」その他の規程に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、当社と親会社及び子会社との情報の共有化、各種の指示・要請の伝達や実行が効果的に行われる体制を整備する。

子会社の取締役は、当社が定める規程等に従い、その職務の執行に関する事項を定期的に（但し、重大な事項については逐次）当社に報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

補助使用人は総務部門と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する事項

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。

- ② 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。
- (9) 監査等委員会に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催し、会社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について、意見交換を行うこととする。
 - ② 監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保证する。
- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社グループの取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう、役員及び店長が出席する会議や、社内メール等を通じて研修・啓蒙を行っております。
- (2) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等は文書管理規程に基づき適切に作成・管理しております。
- (3) 監査等委員は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席しております。また、代表取締役社長は、監査等委員と定期的に意見交換を行っております。
- (4) 監査等委員、取締役、使用人及び会計監査人は、随時意見交換会を行い、監査等委員会監査の実効性の確保を図っております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	7,145,671	【流動負債】	2,070,760
現金及び預金	5,777,130	買掛金	124,760
売掛金	92,073	短期借入金	205,000
原材料及び貯蔵品	85,874	1年内返済予定の長期借入金	149,520
関係会社短期貸付金	20,000	未払費用	802,021
未収入金	807,781	未払法人税等	40,252
その他	362,811	賞与引当金	177,984
		株主優待引当金	137,531
【固定資産】	8,951,146	店舗閉鎖損失引当金	50,186
(有形固定資産)	4,524,546	資産除去債務	24,363
建物及び構築物	4,221,118	その他	359,139
工具、器具及び備品	249,611		
土地	15,669	【固定負債】	1,587,415
リース資産	31,400	社債	50,000
その他	6,747	長期借入金	363,760
(無形固定資産)	1,107,043	退職給付に係る負債	335,770
のれん	1,094,079	資産除去債務	738,104
その他	12,964	繰延税金負債	9,278
		その他	90,500
(投資その他の資産)	3,319,555	負 債 合 計	3,658,176
繰延税金資産	202,991		
敷金及び保証金	2,973,101	純 資 産 の 部	
その他	143,462	【株主資本】	12,480,430
		資本金	49,340
		資本剰余金	6,396,159
		利益剰余金	6,035,450
		自己株式	△519
		【その他の包括利益累計額】	△41,788
		退職給付に係る調整累計額	△41,788
		【非支配株主持分】	-
		純 資 産 合 計	12,438,641
資 産 合 計	16,096,817	負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,096,817

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		10,404,800
売上原価		3,114,253
売上総利益		7,290,546
販売費及び一般管理費		15,210,131
営業損失		△7,919,584
営業外収益		
受取賃貸料	1,432	
協賛金収入	245,475	
助成金収入	9,879,259	
持分法による投資利益	14,286	
その他の	62,086	10,202,540
営業外費用		
支払利息	32,247	
たな卸資産処分損	32,071	
不動産賃貸原価	439	
その他の	15,902	80,660
経常利益		2,202,295
特別利益		
受取補償金	63,190	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	40,671	103,861
特別損失		
固定資産除却損	1,916	
減損損失	325,173	
店舗閉鎖損失	31,109	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	50,186	408,385
税金等調整前当期純利益		1,897,770
法人税、住民税及び事業税	40,265	
法人税等調整額	111,772	152,038
当期純利益		1,745,732
非支配株主に帰属する当期純損失		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,745,732

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	543,382	5,899,436	4,289,718	△373	10,732,164
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,340	1,340	-	-	2,680
資本金から剰余金への振替	△495,382	495,382	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,745,732	-	1,745,732
自己株式の取得	-	-	-	△145	△145
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	△494,042	496,722	1,745,732	△145	1,748,266
当 期 末 残 高	49,340	6,396,159	6,035,450	△519	12,480,430

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	11,511	11,511	-	10,743,675
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	-	-	2,680
資本金から剰余金への振替	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	1,745,732
自己株式の取得	-	-	-	△145
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△53,300	△53,300	-	△53,300
当 期 変 動 額 合 計	△53,300	△53,300	-	1,694,966
当 期 末 残 高	△41,788	△41,788	-	12,438,641

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	4,461,010	【流動負債】	3,448,134
現金及び預金	2,479,050	買掛金	89,585
売掛金	1,459	未払金	83,469
関係会社売掛金	150,186	関係会社未払金	2,437,204
貯蔵品	8,721	未払費用	393,122
前払費用	326,277	未払法人税等	35,013
関係会社短期貸付金	20,000	前受収益	139,495
関係会社未収入金	1,041,935	賞与引当金	16,872
その他	433,378	株主優待引当金	137,531
		店舗閉鎖損失引当金	50,186
		資産除去債務	24,363
		その他	41,288
【固定資産】	13,098,935		
(有形固定資産)	4,243,120	【固定負債】	970,188
建物	3,974,671	退職給付引当金	272,444
構築物	2,579	資産除去債務	623,067
工具、器具及び備品	234,467	その他	74,676
リース資産	31,400		
(無形固定資産)	307,946	負債合計	4,418,322
ソフトウェア	3,222	純資産の部	
のれん	296,240	【株主資本】	13,141,622
その他	8,483	(資本金)	49,340
(投資その他の資産)	8,547,868	(資本剰余金)	6,396,159
関係会社株式	1,302,089	資本準備金	13,340
繰延税金資産	181,454	その他資本剰余金	6,382,819
敷金及び保証金	2,893,779	(利益剰余金)	6,696,642
関係会社長期貸付金	5,000,000	その他利益剰余金	6,696,642
その他	109,153	繰越利益剰余金	6,696,642
貸倒引当金	△938,608	(自己株式)	△519
		純資産合計	13,141,622
資産合計	17,559,945	負債及び純資産合計	17,559,945

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,956,344
売上原価		653,182
売上総利益		1,303,162
販売費及び一般管理費		1,455,298
営業損失		△152,136
営業外収益		
協賛金収入	237,390	
受取賃貸料	1,432	
助成金収入	57,615	
その他の	41,501	337,939
営業外費用		
支払利息	28,237	
不動産賃貸原価	439	
その他	11,012	39,689
経常利益		146,114
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	40,671	
貸倒引当金戻入額	2,035,598	
受取補償金	63,190	2,139,460
特別損失		
固定資産除却損失	1,781	
減損損失	166,262	
店舗閉鎖損失	31,109	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	50,186	249,339
税引前当期純利益		2,036,235
法人税、住民税及び事業税	35,016	
法人税等調整額	100,279	135,295
当期純利益		1,900,939

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	543,382	543,382	5,356,054	5,899,436	4,795,703	4,795,703	△373	11,238,148	11,238,148
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,340	1,340	－	1,340	－	－	－	2,680	2,680
資本金から剰余金への振替	△495,382	△531,382	1,026,765	495,382	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	1,900,939	1,900,939	－	1,900,939	1,900,939
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△145	△145	△145
当 期 変 動 額 合 計	△494,042	△530,042	1,026,765	496,722	1,900,939	1,900,939	△145	1,903,473	1,903,473
当 期 末 残 高	49,340	13,340	6,382,819	6,396,159	6,696,642	6,696,642	△519	13,141,622	13,141,622

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

S F Pホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朽木利宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S F Pホールディングス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S F Pホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

S F Pホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朽木利宏指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S F Pホールディングス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

S F Pホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役）池田 竜郎 ㊟

監査等委員（社外取締役）長南 伸明 ㊟

監査等委員（取締役）森本 裕文 ㊟

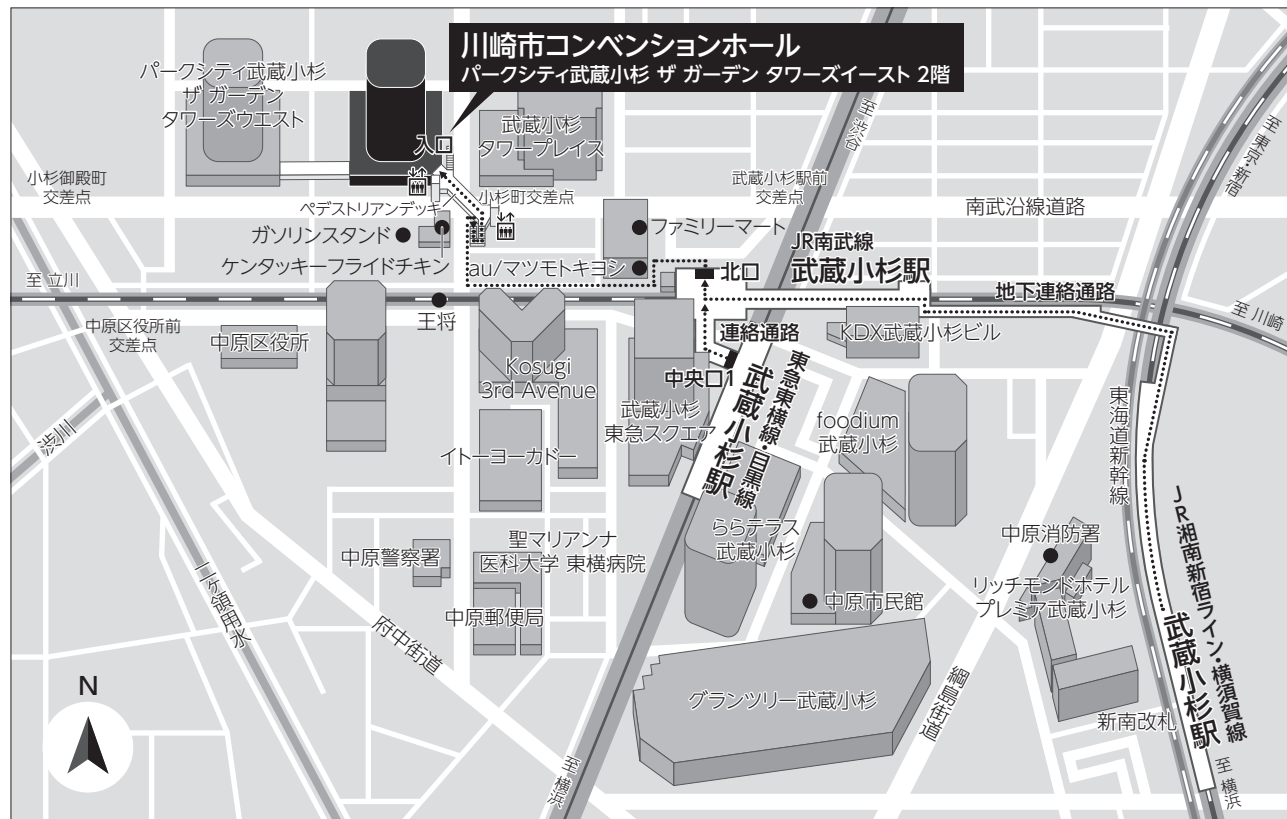
以上

株主総会会場 ご案内図

川崎市コンベンションホール

神奈川県川崎市中原区小杉町2丁目276番地1

パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズズイースト 2階



交通のご案内

「武蔵小杉」駅

JR線北口 徒歩約4分

● JR南武線

北改札から北口を出てください。

● JR湘南新宿ライン・ 横須賀線・相鉄線

JR湘南新宿ライン・横須賀線ホームは、南武線ホーム及び北改札と距離がございます。ホーム直結の新南改札からは出ずに、地下連絡通路を利用して、南武線ホーム方面へ進み、北改札から北口を出てください。

● 東急東横線・目黒線

JR線方面改札から、中央口1より連絡通路を進みJR線北口を出てください。

※駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。

※株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

SFPホールディングス株式会社

<https://sfpdining.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

